

No.1142 (2021. 3.12)

日米貿易協定と日米デジタル貿易協定

—概要と論点—

はじめに

I 日米貿易協定、日米デジタル貿易

協定の交渉経緯

- 1 交渉開始合意まで
- 2 交渉から発効まで

II 日米貿易協定、日米デジタル貿易

協定の概要

- 1 日米貿易協定の概要
- 2 日米デジタル貿易協定の概要

III 日米貿易協定、日米デジタル貿易 協定に係る論点

- 1 日米貿易協定と WTO 協定との
整合性
- 2 232 条に基づく自動車・自動車
部品に対する追加関税措置
- 3 双方向コンピュータ・サービス
の提供者に関する規定
- 4 第2段階交渉の見通し

おわりに

キーワード：日米関係、FTA、WTO

- 2020年1月、日米間の物品貿易の関税撤廃・削減等を目指す日米貿易協定と、日米間のデジタル貿易のルールを規定する日米デジタル貿易協定が発効した。
- 日米貿易協定については米国の自動車・自動車部品の関税撤廃・削減が見送られるなど対象品目は限定的である一方、日米デジタル貿易協定については TPP 等と比較して先進的な規定が盛り込まれた。両協定で対象とならなかった分野については、今後、日米間で更なる交渉が行われる予定である。
- 両協定については、日米貿易協定と WTO 協定との整合性が問われるなど、課題も指摘されており、今後の交渉の行方を含め、その動向が注目される。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

経済産業課 う えだ だいすけ 植田 大祐

はじめに

2020年1月1日、「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」（令和元年条約第10号。以下「日米貿易協定」）と、「デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（令和元年条約第11号。以下「日米デジタル貿易協定」）が発効した¹。日米貿易協定は、日米間の関税障壁の削減・撤廃を目指す協定であるが、一般的なFTA（Free Trade Agreement. 自由貿易協定）²と比較すると対象品目は限定的であるとされる³。また、日米デジタル貿易協定は、近年はFTAで規定されることが多い物品・サービス等の電子的取引やデータの越境移転等に関するルールを、独立した協定としてまとめたものである。これらの協定で対象とならなかった品目や分野等についても、現時点では具体的な日程は未定であるが、更なる交渉が行われる予定である⁴。米国での政権交代のため、今後の米国の対応について予断を持つことは難しいものの、改めて日米貿易協定、日米デジタル貿易協定の内容等の整理を行うことは、将来のこうした交渉における日本の交渉方針の検討に資すると考えられよう。

そこで、本稿では、日米貿易協定、日米デジタル貿易協定の交渉経緯や内容等を整理し、併せてこれまでに指摘された課題や論点等を概括する。

I 日米貿易協定、日米デジタル貿易協定の交渉経緯

1 交渉開始合意まで

(1) 経緯

2016年2月4日、日米を含む12か国のFTAであるTPP（Trans-Pacific Partnership Agreement. 環太平洋パートナーシップ協定）が署名された⁵。しかし、TPPは米国の雇用を奪うなどと批判するトランプ（Donald Trump）氏が2017年1月20日に米国大統領に就任した後、1月23日に署名されたTPPからの永久的な離脱を指示する大統領覚書⁶に基づき、米国はTPPから離脱した。

トランプ大統領は大統領選期間中から、中国を始めとする各国の不公正な通商政策により米国の国益が損なわれていると主張し、米国にとって望ましい貿易ルール構築のため、多国間交渉と比較して米国の意向を反映させやすい二国間交渉を重視する方針を掲げていた⁷。また、ト

* 本稿におけるウェブサイトの最終アクセス日は、2021年2月1日である。また、本稿中の人物の肩書は、全て当時のものである。

¹ 「日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の効力発生のための通告」2019.12.10. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000627.html>; 「日米貿易協定が発効」『読売新聞』2020.1.1などを参照。

² 本稿では、締約国・地域間における経済上の連携を促進する協定一般をFTA（Free Trade Agreement. 自由貿易協定）と表記し、特に日本が締結したFTA一般に言及する場合にはEPA（Economic Partnership Agreement. 経済連携協定）を用いることとする。また、個別の協定に言及する場合は、協定固有の名称を用いる。

³ 「自由貿易 首の皮一枚」『日本経済新聞』2019.9.27などを参照。

⁴ 「日米共同声明」2019.9.25. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000520820.pdf>>などを参照。

⁵ 「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉」2020.8.17. 同上 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/index.html>>

⁶ “Withdrawal of the United States From the Trans-Pacific Partnership Negotiations and Agreement,” *Federal Register*, Vol.82 No.15, January 25, 2017. <<https://www.federalregister.gov/documents/2017/01/25/2017-01845/withdrawal-of-the-united-states-from-the-trans-pacific-partnership-negotiations-and-agreement>>

⁷ 窪谷浩「米通商政策—二国間交渉重視の姿勢を明確化も、依然として通商政策の不透明感が強い—」『Weekly エコ

ランプ大統領は、米国の慢性的な対日赤字や日米間の自動車貿易における不均衡にも懸念を示していた。そのため、2017年2月10日の日米首脳会談で設置が決定された日米経済対話⁸においては、TPPに代わる二国間の日米FTAの締結や自動車貿易における不均衡是正などを米国から強く要求されるのではないかといったおそれが指摘されていた⁹。

日米経済対話は2017年4月18日、10月16日の計2回行われたが、アジア太平洋地域における高水準の貿易投資ルール構築といった中長期的な目標を掲げて日米FTAや自動車貿易の争点化の回避を探る日本に対し、二国間交渉による日本市場へのアクセス拡大といった短期的な目標を掲げる米国は不満を募らせていった¹⁰。こうした状況を受け、2018年4月17、18日に開催された日米首脳会談において、新たに「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」(Talks for Free, Fair and Reciprocal Trade Deals: FFR)¹¹の開始が合意された。

FFRは、第1回会合が2018年8月9、10日、第2回会合が9月25、26日に行われ、第2回会合では、茂木敏充内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)とUSTR(United States Trade Representative. 米国通商代表部)のライトハイザー(Robert Lighthizer)代表との間で貿易交渉開始について議論された。FFRの第2回会合の内容を踏まえ、9月26日に開催された日米首脳会談では、安倍晋三首相とトランプ大統領との間で交渉開始が正式に合意された¹²。

(2) 背景

日本が二国間交渉回避を企図していたにもかかわらず交渉開始が合意された背景には、1962年通商拡大法第232条(Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962, 19 U.S.C. § 1862. 以下「232条」)¹³に基づく自動車・自動車部品等に対する追加関税措置などをてこに相手国に譲歩を迫るトランプ政権の交渉戦術が成果を上げていた点がある。2017年8月から行われていた米国、カナダ、メキシコの3か国から成るNAFTA(North American Free Trade Agreement. 北米自由貿易協定)の再交渉では、米国が232条に基づく追加関税措置発動やNAFTA離脱をほのめかし、2018年8月27日にメキシコとの間で大枠合意に達している¹⁴。こうした事例は、米国が日本に対しても同様の交渉戦術で臨んでくる可能性を示唆するものであった¹⁵。日本としては、最大

ノミスト・レター』2017.4.21. ニッセイ基礎研究所ウェブサイト <https://www.nli-research.co.jp/files/topics/55565_ext_18_0.pdf?site=nli>などを参照。

⁸ 麻生太郎副総理とペンス(Michael Pence)副大統領をトップとして、経済政策、インフラ投資やエネルギー分野での協力、貿易・投資ルールの3項目に関する議論を行う枠組み(経済産業省『通商白書 平成29年版』2017, pp.268-269. <https://www.meti.go.jp/report/tshaku2017/pdf/2017_03-01-01.pdf>などを参照)。

⁹ 「日米「尖閣に安保」確認へ 未明に首脳会談 自動車問題議題に」『日本経済新聞』2017.2.10, 夕刊などを参照。

¹⁰ 菅原淳一「「肩慣らし」に終わった初会合 日米新貿易協議(FFR)第1回会合の評価」『みずほインサイト』2018.8.13. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl180813.pdf>>

¹¹ 茂木敏充内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)とUSTR(United States Trade Representative. 米国通商代表部)のライトハイザー(Robert Lighthizer)代表の下で貿易や投資について集中した議論を行う枠組み。FFRでの議論の内容は日米経済対話に報告するものとされた(経済産業省『通商白書 令和元年版』2019, p.329. <<https://www.meti.go.jp/report/tshaku2019/pdf/03-02-01.pdf>>などを参照)。

¹² 同上

¹³ 政府機関や利害関係者等からの要請に基づく調査の結果、特定品目の輸入が米国の国内産業に打撃を与え、国家安全保障を損なうと商務省が認定した場合、大統領に対して当該品目の輸入制限措置を講じる権限を与える条項(植田大祐「米国の通商政策の動向」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1049号, 2019.3.18, pp.2-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11252969_po_1049.pdf?contentNo=1>)。

¹⁴ 米国とメキシコの大枠合意の後、2018年9月30日に米国、カナダも合意に達し、2018年11月30日にNAFTAに代わる協定としてUSMCA(United States-Mexico-Canada Agreement. 米国・メキシコ・カナダ協定)が署名された。

¹⁵ 菅原淳一「日米物品貿易協定交渉開始で合意—今後の交渉の行方には要警戒—」『みずほインサイト』2018.9.27,

の対米輸出品目である自動車・自動車部品に対して 232 条に基づく追加関税措置が発動される事態は何としても回避したかったことから、追加関税措置は発動しないとの確約を米国から得ることを狙って交渉開始に合意したと指摘されている¹⁶。

2 交渉から発効まで

(1) 日米共同声明で規定された内容

交渉開始合意時（2018 年 9 月 26 日）に発出された日米共同声明では、交渉は 2 段階で行い、第 1 段階は物品の関税撤廃・削減とサービス貿易等のうち早期に結果を生じ得る分野を対象とし、第 2 段階は「他の貿易・投資の事項」を対象とするとされた¹⁷。

日本は、第 1 段階の交渉の結果締結される協定を TAG（Trade Agreement on goods. 日米物品貿易協定）と呼称し、TAG は物品貿易に関する協定であって、投資・サービス等に関するルール分野を含まず、包括的な FTA ではないとの説明を行っていた¹⁸。一方、米国はサービス貿易や各種制度の調和等も含む FTA に該当する内容を想定しており、交渉対象に関する両者の認識は異なっていたとされる¹⁹。なお、TAG を WTO（World Trade Organization. 世界貿易機関）協定と整合的な内容とするには GATT（General Agreement on Tariffs and Trade. 関税及び貿易に関する一般協定）第 24 条の条件（III-1 後述）を満たさなければならないが、当該条件を満たす協定は FTA と呼称されることから、TAG は FTA と事実上同義であるとの見方が一般的である²⁰。

日本の最大の関心事であった 232 条に基づく自動車・自動車部品に対する追加関税措置については、当該声明の「その協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない」²¹との記述により追加関税措置を発動しないとの確約が得られたものと解された。一方で、自動車・自動車部品に関する米国の関心事項として、交渉の結果が米国の自動車産業の製造と雇用の増加に資するものとなることを目指す旨も当該声明に記載された²²。

TPP を離脱した米国は、TPP11（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）²³や日 EU・EPA 等の加盟国・地域と比較して、日本の農産品市場で競争上不利な立場に置かれることとなった。そのため、米国は日本の農産品市場の自由化を強硬に迫るのではないかとの懸念もあったが、当該声明では日本の農産品市場については日本の過去の EPA における自由化水準を上限とす

p.2. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl180927.pdf>>

¹⁶ 「日米、物品協定交渉入り」『日本経済新聞』2018.9.27, 夕刊などを参照。

¹⁷ 「日米共同声明」2018.9.26. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/files/000402972.pdf>>

¹⁸ 「「TAG は事実上 FTA」の声 国内に配慮、言い換えか」『日本経済新聞』2018.9.28. なお、当初、FTA ではなく TAG という名称が用いられたのは、FFR 等を日米 FTA の予備協定ではないとしてきた安倍首相の国会答弁等との整合を図るため、交渉の結果締結される協定には FTA 以外の名称を用いる必要があったためとの指摘もある（「時時刻刻 TAG ずれる日米 首相「3 文字で何て呼ぶの」こだわった呼称」『朝日新聞』2018.11.6 などを参照）。

¹⁹ 「貿易 「TAG」という言葉 使わない 日米関係 ハガティ駐日大使に聞く」『朝日新聞』2019.2.5. 実際、USTR が議会に提出した日米貿易交渉の目的に関する文書には、物品貿易以外の分野が多数含まれていた（USTR, “United States-Japan Trade Agreement (USJTA) Negotiations: Summary of Specific Negotiating Objectives,” December 2018. <https://ustr.gov/sites/default/files/2018.12.21_Summary_of_U.S.-Japan_Negotiating_Objectives.pdf>）。

²⁰ 菅原淳一「日米物品貿易協定 実態は 2 国間の FTA 対米自動車輸出規制も」『エコノミスト』4571 号, 2018.10.16, p.14 などを参照。

²¹ 「日米共同声明」前掲注(17)

²² 同上

²³ 本稿では、2016 年 2 月 4 日に署名されたものの米国の離脱により発効しなかった TPP を「TPP」、米国離脱後に残る 11 か国で TPP を基に交渉が行われ、2018 年 3 月 8 日に署名、12 月 30 日に発効した協定を「TPP11」と表記する。

ることも盛り込まれた²⁴。

(2) 経緯

交渉の第1回会合は、2019年4月15、16日、茂木経済財政・再生相とライトハイザーUSTR代表の下で開催された。当該会合では、農産品・自動車を含む物品貿易について議論されるとともに、物品貿易に加えデジタル貿易も交渉の対象とすることが決定され、議論となっていた交渉対象が確定した²⁵。

その後、複数回の事務レベル協議と閣僚級会合を経て、交渉は2019年9月25日の日米首脳会談において最終合意に至った。協定は、物品貿易とデジタル貿易の分野ごとに日米貿易協定と日米デジタル貿易協定の2つの協定となり、10月7日に両協定の署名が行われた²⁶。その後、両協定は国会での承認等を経て、2020年1月1日に発効した²⁷。

II 日米貿易協定、日米デジタル貿易協定の概要

1 日米貿易協定の概要

(1) 限定的な対象品目

日米貿易協定は物品の関税撤廃・削減によって貿易の拡大を目指しているが、従来のFTAと比較して、対象品目が極めて限定的である点が大きな特徴である²⁸。日米貿易協定において日本が譲許²⁹した品目は595品目であるが³⁰、これは日本の有税品目³¹のうちの10%にとどまる。日EU・EPAでは96.2%、TPP11では97%の有税品目について譲許していたことを踏まえると、日米貿易協定において日本が譲許した品目は極めて少ないと言える³²。一方の米国は、日米貿易協定において241品目の譲許を行っているが、これは米国の有税品目の3.4%にすぎず、100%近い有税品目について譲許していたNAFTAや米韓FTAと比較すると大きく見劣りする³³。

また、日米が譲許した品目に関する日米間の貿易額³⁴は、日米共に約72億ドルであり、それぞれ日本の対米輸入総額の9.4%、米国の対日輸入総額の5.0%に相当する³⁵。一方、日本がこれまで締結してきたEPAにおける日本の関税撤廃率³⁶はほとんどが90%超³⁷、日米が関与したFTA

²⁴ 「日米共同声明」前掲注(17)

²⁵ 内閣官房 TPP 等政府対策本部「第1回日米物品貿易協定交渉結果概要」2019.4. <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/jpusinfo/pdf/190416_tpp_gaiyou.pdf>などを参照。

²⁶ 「日米共同声明」前掲注(4); 「日米貿易協定に署名」『日本経済新聞』2019.10.8, 夕刊などを参照。

²⁷ 「日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の効力発生のための通告」前掲注(1)

²⁸ Brock R. Williams et al., “‘Stage-One’ U.S.-Japan Trade Agreements,” *CRS Report*, December 20, 2019. <<https://fas.org/spp/crs/row/R46140.pdf>>などを参照。

²⁹ 交渉等を通じて特定品目の関税撤廃・削減を行うこと。

³⁰ 菅原淳一「第一段階」としての日米貿易協定『外交』Vol.58, 2019.11-12, pp.32-33などを参照。

³¹ WTO 譲許税率 (WTO 加盟国・地域からの輸入品に課することができる品目ごとの関税率の上限) が正の品目。

³² Sonali Chowdhry et al., “The U.S.-Japan Trade Deal: Narrow Scope, Wider Implications,” *KIEL Policy Brief*, No.131, December 2019, pp.10-14. <https://www.ifw-kiel.de/fileadmin/Dateiverwaltung/Ifw-Publications/-ifw/Kiel_Policy_Brief/2020/Kiel_Policy_Brief_131.pdf>

³³ *ibid.*

³⁴ 日米がそれぞれ譲許した品目について、相手国から輸入した額。2018年ベース。

³⁵ Williams et al., *op cit.*(28), pp.7-8などを参照。

³⁶ FTA の相手国からの輸入額のうち、自国が関税撤廃を約束した品目の輸入額が占める割合。なお、日米貿易協定において日米が譲許した品目の輸入額の割合である9.4%、5.0%には、関税撤廃のみならず関税削減を約束した品目も含まれるため、日米貿易協定における日米双方の関税撤廃率はこれらの数字よりも更に小さくなる。

³⁷ 例えば、日シンガポール EPA : 95%、日マレーシア EPA : 94%、日チリ EPA : 90.5%など。

以外も含めた過去の FTA における関税撤廃率もおおむね 85%以上であるとされ³⁸、こうした数字と比較しても日米貿易協定における対象品目の限定性が際立っている。

このように日米貿易協定の対象が限定されたのは、2020 年の大統領選を見据えたトランプ政権が、日本の農産品市場において米国が TPP11 加盟国等より競争上劣後する状況の解消を最優先したことから、交渉期間が非常に短期間となったためであると指摘されている³⁹。通常の FTA であれば交渉開始から妥結まで数年程度を要するのが一般的であるが、日米貿易協定と日米デジタル貿易協定については、交渉開始合意から妥結までわずか 1 年、実質的な交渉期間は 6 か月という異例の交渉スピードである⁴⁰。

また、両協定の早期の妥結・発効を目指すトランプ政権は、日米貿易協定について時間を要する米国議会の承認を回避するため、TPA 法第 103 条 (Section 103 of the Bipartisan Congressional Trade Priorities and Accountability Act of 2015, 19 U.S.C. § 4202) の規定を利用した⁴¹。TPA 法第 103 条は、貿易協定の対象を関税障壁に関するものにとどめた上で、米国の譲許について①関税撤廃が可能なのは関税率が 5%を超えない品目のみ、②関税率が 5%以上の品目については関税の半減まで、といった要件を満たせば、当該協定は大統領権限のみで交渉・妥結可能で議会承認は不要と規定している。当該規定の利用により、米国の関税撤廃・削減の対象となる品目は限定されることとなったことが指摘されている⁴²。

米国の自動車・自動車部品に関する関税撤廃・削減が見送られた点も、日米貿易協定の対象が限定的となったことの一因である。自動車・自動車部品は米国の最大の対日輸入品目であり、米国の対日輸入額の約 4 割⁴³を占めており、当該品目が除外された影響は大きい。

なお、日米貿易協定における対象品目の限定性に着目して、日米貿易協定と WTO 協定との整合性や、日本政府発表の関税撤廃率 (日本 : 84%、米国 : 92%) の妥当性といった観点から指摘や議論が相次いだ (III-1 後述)。

(2) 譲許の概要

(i) 鉱工業品

(a) 米国の譲許内容

米国が日本から輸入する鉱工業品については、工作機械や関連部品 (マシニングセンタ、鉄製のネジ等) の関税撤廃・削減が合意された。また、日本企業による米国での現地事業で必要

³⁸ Jo-Ann Crawford, "Market access provisions on trade in goods in regional trade agreements," Rohini Acharya, ed., *Regional Trade Agreements and the Multilateral Trading System*, Cambridge: Cambridge University Press, 2016, pp.30-39.

³⁹ 菅原淳一「日米貿易交渉は第 2 段階へ 今次合意は米の早期妥結要望に沿った「初期協定」『みずほインサイト』2019.9.30, p.4. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl190930.pdf>>; 中田一良「合意に至った日米貿易協定・日米デジタル貿易協定」『けいざい早わかり』2019 年度第 3 号, 2019.9.30, p.2. 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングウェブサイト <https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/09/haya_190930.pdf> などを参照。

⁴⁰ 「日米交渉 1 年でサイン 長引けば損 スピード決着」『産経新聞』2019.9.27.

⁴¹ TPA 法は、米国大統領が他国・地域と貿易協定を交渉・締結するために必要な手続、要件等を規定した法律である。米国では本来、議会が他国・地域との通商を規定する権限を有しているが、TPA 法に基づき当該権限を大統領に授権することで、大統領が貿易協定の交渉・締結等を行っている (滝井光夫「2015 年貿易促進権限法の制定—回復する議会の権限—」『国際貿易と投資』増刊号, 2015.10. <<http://www.iti.or.jp/kikan100zoukan/100takii.pdf>>)。なお、日米デジタル貿易協定は米国において行政協定として扱われるため、当該協定についても議会の承認は不要である。

⁴² 菅原 前掲注(30)

⁴³ 「米の関税撤廃率「92%」 未決着の車除けば「59%」か」『東京新聞』2019.10.9 などを参照。

とされる資機材（エアコン部品、鉄道部品等）についても関税撤廃・削減が合意された（表 1 参照）。

また、日米貿易協定では関税削減・撤廃が見送られた自動車・自動車部品については、協定の附属書に「自動車・自動車部品に対する関税は、関税撤廃についての更なる交渉の対象となる」⁴⁴旨が明記された。

表 1 日米貿易協定における鉱工業製品に関する米国側譲許概要

品目	従来の税率	日米貿易協定における 米国側譲許内容	(参考) TPP における米国側譲許内容
マシニングセンタ	4.2%	発効後 2 年目撤廃	即時撤廃
工具 (注)	2.9～5.7%	即時撤廃/発効後 2 年目撤廃/即時半減	即時撤廃
旋盤	4.2～4.4%	発効後 2 年目撤廃	即時撤廃
鉄製のねじ、ボルト等 (注)	2.8%～8.6%	即時撤廃/発効後 2 年目撤廃/即時半減/発効後 2 年目半減	即時撤廃
エアコン部品	1.4%	即時撤廃	即時撤廃
鉄道部品 (注)	2.6～3.1%	即時撤廃/発効後 2 年目撤廃	即時撤廃

(注) 工具の種類により、従来の税率や米国側譲許内容が異なる。鉄製のねじ、ボルト等や鉄道部品も同様。

(出典) 経済産業省「日米貿易協定（工業品関連）、日米デジタル貿易協定の概要」2019.9.26. <<https://www.meti.go.jp/press/2019/09/20190926006/20190926006-3.pdf>> 等を基に筆者作成。

(b) 日本の譲許内容

日本が米国から輸入する鉱工業品については、全ての有税品目に関し従来からの関税等が維持される⁴⁵。

(ii) 農産品

(a) 米国の譲許内容

米国が日本から輸入する農産品については、牛肉の低関税輸出枠拡大が合意された⁴⁶。また、日本で輸出に対する関心が強いとされる醤油、ながいも、柿等の農産品 42 品目の関税撤廃・削減も合意された。

(b) 日本の譲許内容

日本が米国から輸入する農産品については、上述のとおり、交渉開始合意時の日米共同声明において日本の過去の EPA における水準を上限とする旨が盛り込まれていた⁴⁷。日本の過去の

⁴⁴ “Annex II Tariffs and Tariff-Related Provisions of the United States,” p.II-2, para.7. <https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/japan/Annex_II_Tariffs_and_Tariff-Related_Provisions_of_the_United_States.pdf> なお、当該附属書の公的な邦訳は作成されていないため、括弧内は筆者による仮訳である（英文は“Customs duties on automobile and auto parts will be subject to further negotiations with respect to the elimination of customs duties.”と記載）。

⁴⁵ 経済産業省「日米貿易協定（工業品関連）、日米デジタル貿易協定の概要」2019.9.26. <<https://www.meti.go.jp/press/2019/09/20190926006/20190926006-3.pdf>>

⁴⁶ 日本から米国への牛肉輸出については、従来は日本枠として 200t までは 1kg 当たり 4.4 セントの低関税、200t を超えると 26.4%の関税率が適用されていたが、日米貿易協定では、日本枠を複数国枠と合体し、65,005t の複数国枠へのアクセスが確保された（内閣官房「日米貿易協定、日米デジタル貿易協定の概要」<https://www.cas.go.jp/jp/tpp/jpusinfo/pdf/190925_tpp_gaiyou.pdf>）。

⁴⁷ 「日米共同声明」前掲注(17)

EPA で農産物の自由化水準が最も高いのは全体として見れば TPP とされたことから、日本政府は、日米共同声明での日本の農産品に関する約束については TPP の水準を超える自由化を行わないと約束したものと強調していた⁴⁸。交渉開始前にはパーデュー（Sonny Perdue）農務長官が TPP や日 EU・EPA を上回る水準の農産物の自由化を日本に求めたため⁴⁹、米国の交渉姿勢が警戒されていたが、結果的には TPP と同等若しくはそれ以下の水準の関税撤廃・削減となっている（表 2 参照）。

例えば、牛肉・豚肉については、TPP における合意内容と同様の関税撤廃・削減で合意され、セーフガード⁵⁰発動基準についても近年の輸入実績等を踏まえた内容となった⁵¹。また、小麦やチーズ等の乳製品についても、TPP と同様の関税撤廃・削減の内容で合意された。

米（コメ）については、TPP において米国に無税での輸入枠が設定されていたが、日米貿易協定においては、関税撤廃・削減等の対象からは除外された。また、TPP において加盟国に対し関税割当⁵²枠が認められた乳製品 33 品目（脱脂粉乳・バター等）については、日米貿易協定での米国枠設定は見送られた。TPP で関税撤廃・削減が約束された木材・水産品についても、日米貿易協定では関税撤廃・削減が見送られた。

なお、日本が関税撤廃・削減等を約束した農産品に対しては、日米貿易協定発効と同時に、既に発効し関税撤廃・削減のスケジュールが進展していた TPP11 の加盟国と同じ関税率が米国に適用され、当該税率から関税撤廃・削減が開始されることとなった。

2 日米デジタル貿易協定の概要

(1) 「デジタル貿易」とは

スマートフォンや 5G、IoT 等に代表される情報通信技術の発展、普及に伴う社会全体のデジタル化の深化を背景として、通商交渉において「デジタル貿易」が注目されている。デジタル貿易の定義については必ずしも統一的なものは存在しないが⁵³、データの越境移転を前提とした製品やサービスの電子的取引などを指してデジタル貿易と呼称することが多い⁵⁴。具体例としては、外国企業のウェブショップでの物品の購入やオンラインでの海外のホテルの予約、外国企業によりオンラインで提供される音楽配信サービスの利用などが挙げられる⁵⁵。

こうしたデジタル貿易に関する規定を含む FTA は、2000 年前後に登場し、2010 年代半ばか

⁴⁸ 第 197 回国会衆議院予算委員会議録第 3 号 平成 30 年 11 月 2 日 p.10.

⁴⁹ “Perdue: U.S. wants ‘equal or better’ deal with Japan than the EU’s,” *Inside U.S. Trade*, October 4, 2018 などを参照。

⁵⁰ 特定品目の輸入急増により国内産業に重大な損害が発生するなどした場合に、損害防止のため、当該品目に対し発動される関税上げや輸入数量制限の緊急措置。

⁵¹ 牛肉のセーフガードについては、TPP11 において米国離脱前の TPP と同水準のセーフガード発動基準が設定されているため、TPP11 加盟国からの牛肉輸入急増に対するセーフガードの発動が困難になっているとの指摘がある。なお、日本政府は、TPP11 における牛肉のセーフガード発動基準の修正を TPP11 加盟国と協議する方針である。

⁵² 一定基準の輸入数量の枠内に対しては無税又は低税率の関税を適用し、当該基準を超える輸入分に対しては高税率の関税を適用する制度。

⁵³ 経済産業省『通商白書 平成 30 年版』2018, pp.150-152. <<https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2018/pdf/02-01-01.pdf>>

⁵⁴ 同上; Javier González and Marie-Agnes Jouanjean, “Digital Trade: Developing a Framework for Analysis,” *OECD Trade Policy Papers*, No.205, July 27, 2017, pp.12-14; United States International Trade Commission, *Digital Trade in the U.S. and Global Economies*, Part 2, August 2014, pp.29-30. <<https://www.usitc.gov/publications/332/pub4485.pdf>> なお、通商交渉では「電子商取引」の用語が使用される場合もあるが、通商交渉の文脈では「電子商取引」と「デジタル貿易」はほぼ同義とされる。

⁵⁵ 経済産業省 同上, pp.150-152; OECD, “OECD-WTO Handbook on Measuring Digital Trade Version 1 (Draft),” 6 March 2019, pp.30-31. <[https://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=SDD/CSSP/WPTGS\(2019\)4&docLanguage=En](https://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=SDD/CSSP/WPTGS(2019)4&docLanguage=En)> などを参照。

表2 日米貿易協定における農産品に関する日本側譲許概要

品目	従来の税率等	日米貿易協定における日本側譲許内容	(参考) TPPにおける日本側譲許内容
牛肉	関税 38.5%	【関税】 TPP と同内容 ^(注1) 。 【セーフガード】 発効基準は 2020 年度 24.2 万 t→2033 年度以降 29.3 万 t。	【関税】 発効後 16 年目までに 9%に削減。 【セーフガード】 発効基準は加盟国全体で発効時 59 万 t→発効後 16 年目以降 73.8 万 t。
豚肉	差額関税制度 ^(注2)	【関税】 TPP と同内容 ^(注1) 。 【セーフガード】 従価税部分の発効基準は過去 3 年の輸入量の最高値に一定割合を乗じた数量。従量税部分は、TPP11 加盟国と合算した輸入数量で設定 (2022 年度 9 万 t、その後段階的に増加し 2027 年度に 15 万 t)。	【関税】 差額関税制度は維持するが、関税は発効後 10 年目までに削減・撤廃 (従量税は発効後 10 年目までに 50 円/kg に削減、従価税は撤廃) ^(注3) 。 【セーフガード】 従価税部分の発効基準は国別に設定 (各国の過去 3 年の輸入量の最高値に一定割合を乗じた数量)。従量税部分は TPP 加盟国全体の輸入数量で発効後 5 年目に 9 万 t、10 年目に 15 万 t。
小麦	国家貿易 ^(注4)	【マークアップ ^(注4) 】 TPP と同内容。 【米国枠】 TPP と同内容。	【マークアップ】 発効後 9 年目までに 45% 削減。 【米国枠】 既存枠外に米国枠を設定 (発効時 11.4 万 t→発効 7 年目以降 15 万 t) し、マークアップを削減。
チーズ	品目別に設定	【関税】 TPP と同内容 ^(注1) 。 【米国枠】 新たに設定せず。	【関税】 ブルーチーズは発効後 11 年目までに 50%削減。一部クリームチーズ等は発効後 16 年目に関税撤廃。 【米国枠】 シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについて、国産品の抱き合わせ使用を条件とした無税輸入枠を設定。
米 (コメ)	国家貿易 ^(注5)	関税撤廃・削減や輸入枠の対象から除外。	【無税輸入枠】 発効後 3 年は 5 万 t、13 年目以降は 7 万 t。
脱脂粉乳・バター	国家貿易 ^(注6)	新たな米国枠は設定せず。	TPP 枠を設定 (発効時 6 万 t→発効後 6 年目 7 万 t) し、枠内税率を段階的に削減。
林産物	品目別に設定	関税撤廃・削減の対象から除外。	合板等：発効後 16 年目に関税撤廃。
水産品	品目別に設定	関税撤廃・削減の対象から除外。	あじ等：発効後 16 年目に関税撤廃。

(注 1) 関税撤廃・削減の内容は TPP における合意内容と同様であるが、TPP と TPP11 では関税削減・撤廃の内容に差はなく、米国に対しては日米貿易協定発効と同時に TPP11 加盟国と同様の税率が適用されることから、結果的に米国に対しても TPP11 加盟国と同じスケジュールで関税撤廃・削減が進展することになる。豚肉、チーズの関税についても同様。

(注 2) 輸入価格 ≤ 64.53 円/kg では 482 円/kg (従量税)、64.53 円/kg < 輸入価格 ≤ 524 円/kg では 546.53 円/kg と輸入価格との差額分 (差額関税)、輸入価格 > 524 円/kg では 4.3% (従価税) が課税される。

(注 3) 発効後 10 年目の時点で、差額関税が適用されるのは 474 円/kg < 輸入価格 ≤ 524 円/kg となり、差額関税は 524 円/kg と輸入価格の差額分となる。

(注 4) 一定枠内 (574 万トン) までは政府により無税で輸入され、政府買入価格にマークアップ (政府が輸入する際に徴収している差益) を上乗せした額が民間への売渡価格となる。枠外は 55 円/kg。

(注 5) 一定枠内 (77 万トン) はミニマムアクセス米 (MA 米) として政府により無税で輸入され、政府買入価格にマークアップを上乗せした額が民間への売渡価格となる。枠外は 341 円/kg。

(注 6) 税率等は品目や成分などにより異なる。

(出典) 農林水産省「農林水産品関連合意の概要」2019.11. <<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/tag/attach/pdf/index-31.pdf>> 等を基に筆者作成。

ら増加傾向にある⁵⁶。個々の FTA が対象とするデジタル貿易に関する規定は多様であるが、関税や貿易手続などの国境措置、消費者保護や個人情報保護等に関する規制や締約国間の協力といった内容は比較的共通している⁵⁷。また、近年ではデータローカリゼーションと呼ばれる問題についても関心が高まっている。データローカリゼーションとは、一般に自国内の経済活動に関するデータや個人情報等を自国内にとどめるための措置を指す⁵⁸。データの越境移転禁止や締約国内のサーバー設置義務化といった措置が講じられると、国際的なビジネス展開が阻害されるおそれがあることから、データローカリゼーション措置を原則禁止する規定が FTA に盛り込まれる例が見受けられるようになった⁵⁹。

(2) 日米デジタル貿易協定における合意内容

日米デジタル貿易協定は、TPP で規定されたデータの越境移転に対する制限の禁止、個人情報保護、ソースコードの開示要求等の禁止といった規定に加え、アルゴリズム、暗号法の開示・移転要求等の禁止や双方向コンピュータ・サービス（SNS 等）の提供者（プラットフォーム企業）の免責等に関する規定も盛り込まれた（表 3 参照）。また、日米デジタル貿易協定は、USMCA（United States-Mexico-Canada Agreement. 米国・メキシコ・カナダ協定）のデジタル貿易章と並び、現時点においてデジタル貿易分野では最も包括的で高水準な協定とされており、米国では今後の米国の FTA におけるデジタル貿易章のひな形になり得ると指摘されている⁶⁰。

III 日米貿易協定、日米デジタル貿易協定に係る論点

日米貿易協定、日米デジタル貿易協定については、日本が望んだ 232 条に基づく追加関税措置回避という目的は達せられたとの評価が見られた⁶¹一方で、WTO 協定との整合性や今後想定される第 2 段階の日米貿易交渉の見通し等といった観点からは、批判や議論も提起されている。以下では、両協定に関するこれまでの主な指摘や批判等をまとめる。

1 日米貿易協定と WTO 協定との整合性

(1) WTO 協定における FTA の扱い

WTO は、いずれかの国・地域に与える最も有利な待遇を他の全ての加盟国・地域に対して与えなければならないとする最恵国待遇（GATT 第 1 条）を基本原則の 1 つとしている。そのため、特定国・地域間のみで関税引下げ等の貿易自由化を行う FTA は、最恵国待遇とは相容れな

⁵⁶ José-Antonio Monteiro and Robert Teh, “Provisions on Electronic Commerce in Regional Trade Agreements,” *WTO Working Paper*, ERS-2017-11, July 2017, pp.5-8. <https://www.wto.org/english/res_e/reser_e/ersd201711_e.pdf> WTO においても有志国によりデジタル貿易に関する議論が行われているが、WTO 全加盟国に適用される包括的なルールの策定には至っておらず、現時点ではデジタル貿易に関する国際的なルール形成は主に FTA を通じて行われている。

⁵⁷ 飯野文「第 12 章 電子商取引」『WTO FTA CPTPP—国際貿易・投資のルールを比較で学ぶ—』弘文堂, 2019, pp.290-295.

⁵⁸ 総務省『情報通信白書 平成 29 年版』2017, pp.90-92. <<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/pdf/29honpen.pdf>>; 阿部克則「データローカリゼーション措置と国際経済法上の規律—WTO と TPP における法的位置づけ—」『フィナンシャル・レビュー』140 号, 2019.11, pp.25-47. <https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list7/r140/r140_03.pdf> などを参照。

⁵⁹ ただし、データの越境移転に際しては、個人情報保護のための適切なルール構築等も当然必要であるとの指摘も多い（飯野 前掲注(57); 経済産業省 前掲注(53), pp.158-163 などを参照）。

⁶⁰ Williams et al., *op cit.*(28), p.13.

⁶¹ 中川淳司「日米貿易交渉どうみるか（上） 自由化約束、互角以上の成果」『日本経済新聞』2019.10.24.

表3 日米デジタル貿易協定における主な合意内容

項目 (注1)	概要 (注1)
関税不賦課	電子的な送信に対して関税を賦課してはならない。
デジタル・プロダクト (注2) の無差別待遇	他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇より不利な待遇を与えてはならない。
データローカリゼーション	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し情報の越境移転を制限・禁止してはならない（公共政策の正当な目的を達成するために必要な措置は除く。）。 自国内での事業実施の条件として、自国内でのコンピュータ関連設備 (注3) の利用・設置を要求してはならない（金融サービスについては、金融当局による規制や監督のためのアクセスが認められる場合に限り、自国内での利用・設置要求を禁止）。
消費者保護	詐欺的な商業活動の禁止のため、消費者保護に関する法令を制定・維持する。
個人情報の保護	デジタル貿易利用者の個人情報保護を定める法的枠組みを採用・維持する。
ソースコード、アルゴリズムの開示要求禁止	自国内での販売等の条件として、ソフトウェアのソースコードやアルゴリズム (注4) の移転等を要求してはならない（規制機関や司法当局による調査、執行活動等は除く。）。
双方向コンピュータ・サービス (注5)	<ul style="list-style-type: none"> 双方向コンピュータ・サービスの提供者や利用者は、第三者が送信等を行った情報について発信者として扱われない（知的財産権侵害等に関する場合は除く。）。 双方向コンピュータ・サービスの提供者や利用者が悪質、有害などと認める情報へのアクセスや利用を制限するため、誠実かつ自発的に行った行為は免責される（知的財産権侵害等に関する場合は除く。）。
暗号法を用いた ICT 製品の関連情報の保護	自国内での販売等の条件として、暗号 (注6) を使用する ICT 製品の製造者に対し、暗号法に関する情報の移転等を要求してはならない。

(注1) 表中網掛け部分は、TPP の電子商取引章の内容に新たに追加された部分・規定。

(注2) コンピュータ・プログラム、文章、動画等の製品で、デジタル式に符号化されたもの。

(注3) サーバー及び記憶装置。

(注4) アルゴリズムは、何を、どのような順番で、どのように処理するのかといったコンピュータの計算手順を示したもので、例えばフローチャート等によって表現される。ソースコードは、アルゴリズムに基づき、プログラミング言語を用いて記述されたテキストを指す。

(注5) 複数の利用者によるコンピュータ・サーバーへの電子的なアクセスを提供するシステムやサービス等を指し、SNS やウェブ上の掲示板などが該当する。

(注6) 情報やデータの内容を秘匿、偽装するため、何らかの手法・原理に基づき、当該情報等を容易には理解できない形式に転換すること。

(出典) 経済産業省「日米貿易協定（工業品関連）、日米デジタル貿易協定の概要」2019.11.26. <<https://www.meti.go.jp/press/2019/09/20190926006/20190926006-3.pdf>> 等を基に筆者作成。

い。しかし、GATT 第 24 条は、①域内の実質上全ての域内原産品の貿易について関税その他の制限的な通商規則を撤廃する（同条 8 項(b)）、②域外に対する関税その他の通商規則を FTA 締結前より制限的にしてはならない（同条 5 項(b)）の 2 要件を満たす場合に限り、世界全体の貿易自由化促進の見地から、最恵国待遇の例外として FTA を認めている⁶²。

ただし、上記要件①に関し、何をもち「実質上全ての域内原産品の貿易」と認められるかについて WTO 協定上では具体的に規定されておらず、WTO 加盟国・地域間で合意された解釈基準等も存在しない⁶³。そのため、日本政府は、貿易総額の 90%以上について関税を撤廃し、

⁶² 間宮勇，中川淳司補訂「第 10 章 地域主義と WTO 体制」中川淳司ほか『国際経済法 第 3 版』有斐閣，2019，pp.253-258 などを参照。

⁶³ 同上，pp.261-267 などを参照。

かつ主要産品を貿易自由化の対象から除外しないといった基準を便宜設けている⁶⁴。

(2) 日米貿易協定における関税撤廃と「実質上全ての域内原産品の貿易」

日本政府の発表によると、日米貿易協定における関税撤廃率は、日本が84%、米国が92%である⁶⁵。この数字は、日米貿易協定において新たに関税が撤廃された品目だけでなく、当該協定では関税撤廃が見送られた米国の自動車・自動車部品と、当該協定では関税撤廃が約束されなかったものの日米間では既に関税がゼロであった品目⁶⁶も対象にして算出されている⁶⁷。

米国の自動車・自動車部品については、実際には日米貿易協定では関税撤廃が見送られているものの、日本政府は日米貿易協定の附属書において第2段階交渉での米国の自動車・自動車部品の関税撤廃が約束されており、関税撤廃率への算入は問題ないと説明している⁶⁸。しかし、附属書では自動車・自動車部品が将来的な交渉の対象となることが明記されただけで関税撤廃までは約束されていないなどとして、自動車・自動車部品の関税撤廃率算入の妥当性を疑問視する声は多い⁶⁹。また、米国の自動車・自動車部品を関税撤廃率への算入から除外すると、米国の関税撤廃率は92%から60%を切る程度にまで落ち込む⁷⁰。そのため、日米貿易協定は、日本政府による「貿易総額の90%以上について関税撤廃」との基準を満たしておらず、WTO協定に違反する可能性が高いとの指摘も相次いだ⁷¹。

また、日米の有税品目のうち日米貿易協定で譲許対象となったのは、前述(II-1(1))のとおり品目数ベースで日本が10%、米国が3.4%である⁷²。GATT第24条8項(b)における「実質上全ての域内原産品の貿易」を緩やかに解釈したとしても、こうした数字が「実質上全て」に該当せず、日米貿易協定はWTO協定と整合的とは言えないとの指摘もある⁷³。

2 232条に基づく自動車・自動車部品に対する追加関税措置

232条に基づく自動車・自動車部品に対する追加関税措置については、前述(I-2(1))のと

⁶⁴ 渡邊頼純監修, 外務省経済局 EPA 交渉チーム編著『解説 FTA・EPA 交渉』日本経済評論社, 2007, pp.138-139などを参照。なお、妥当な期間内(一般的には10年以内)に貿易自由化を完成させるための計画等が設定されれば、「実質上全ての域内原産品の貿易」の自由化完成に至る途中段階の協定として、中間協定を締結できる(GATT第24条5項(c))。日米間では第2段階交渉が予定されていることから、日米貿易協定は中間協定に該当するのではないかと指摘もあったが、協定上には具体的な交渉開始時期等が明記されていないことからGATT第24条5項(c)における「計画等」が設定されているとは言えず、中間協定に該当しないとの見方が一般的である。

⁶⁵ 内閣官房ほか「日米貿易協定(概要)」2019.11. <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/jpusinfo/pdf/20191118_tpp_setsumeikai_shiryo.pdf>

⁶⁶ WTO 譲許税率(WTO加盟国・地域が他の加盟国・地域からの輸入品に課することができる品目ごとの関税率の上限)がゼロの品目と、WTO 譲許税率が正であっても実行税率(実際に税関で適用される関税率)がゼロの品目が該当する。WTO協定上、実行税率はWTO 譲許税率まで引き上げることが可能である。

⁶⁷ 第203回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号 令和2年12月3日 p.6.

⁶⁸ 第200回国会衆議院会議録第3号 令和元年10月8日 pp.7-8.

⁶⁹ 「日米貿易協定、三つの論点 政府と野党、解釈に相違」『朝日新聞』2019.10.25; “Analysts question WTO compliance of U.S.-Japan trade deal,” *Inside U.S. Trade*, September 17, 2019; “Japan defends U.S. trade deal amid scrutiny at the WTO,” *idem*, October 15, 2020などを参照。なお、附属書上の実際の文言については、前掲注(44)参照。

⁷⁰ 『東京新聞』前掲注(43)

⁷¹ 細川昌彦「日米合意はWTO協定違反か 自動車関税撤廃は必要条件」『産経新聞』2019.9.8などを参照。なお、米国の関税撤廃率については、日米貿易協定で新たに関税撤廃・削減された品目に、自動車・自動車部品と既に無税で輸入されていた品目を加算したとしても、日本政府公表の92%には達しない可能性も指摘されている(菅原 前掲注(39), pp.4-5)。

⁷² これらの数字には、関税撤廃のみならず関税削減を約束した品目も含まれる(前掲注(36))。

⁷³ Chowdhry et al., *op cit.*(32)

おり、2018年9月26日の日米共同声明の内容が追加関税賦課を行わないとの約束に該当するとされている⁷⁴。しかし、交渉合意後の2019年9月25日の記者会見において、ライトハイザー USTR 代表が「現時点では」日本車に追加関税を課すことは考えていない」と発言したため、将来の追加関税措置発動が排除されていない可能性があるとの報道がなされている⁷⁵。

この点については、232条の規定上、米国大統領が232条に基づく自動車・自動車部品に対する追加関税措置を発動できる期限を過ぎてしまっているのではないかとの見方がある。トランプ大統領による当該措置発動の是非に関する判断期限は当初2019年5月18日であったが、期限前日の5月17日、232条の規定に基づき、トランプ大統領は11月13日まで期限を180日間延期した。しかし、11月13日の期限が到来しても当該措置発動に関する判断は何ら下されなかった⁷⁶。判断期限を超過した場合の追加関税措置発動の可否については232条に明確な規定はないものの、期限超過後に発動された追加関税措置に対して米国国際通商裁判所 (Court of International Trade) が違法との判決を下した事例があることから、追加関税措置の発動は不可能であるとの指摘が多い⁷⁷。

3 双方向コンピュータ・サービスの提供者に関する規定

日米デジタル貿易協定では、SNS等の双方向コンピュータ・サービスの利用者が投稿した情報について、当該サービスの提供者であるプラットフォーム企業が原則として法的責任を負わないことや、プラットフォーム企業が悪質などと判断した情報を削除した場合も原則として法的責任を負わないことが規定された。しかし、昨今のSNS等が及ぼす社会的・経済的影響の大きさの観点から、投稿された情報に関する悪質性等の判断基準の設定や判断自体をプラットフォーム企業に委ねることの妥当性や、こうした規定をFTA等に設けることについては、より一層の検討が必要であるとの指摘がなされている⁷⁸。

4 第2段階交渉の見通し

日米間の第2段階交渉については、2019年9月25日の日米共同声明において、日米貿易協定、日米デジタル貿易協定が発効した2020年1月1日から4か月以内に第2段階交渉の対象等を協議し、その後、実際の交渉を開始する旨が合意されている⁷⁹。しかし、2019年末から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、第2段階交渉開始のための協議は延期

⁷⁴ 「日米共同声明」前掲注(17)

⁷⁵ 「トランプ流交渉 懸念現実 米主導権 車追加関税で脅し」『東京新聞』2019.9.27などを参照。

⁷⁶ 経済産業省『不正貿易報告書 2020年版』2020, pp.69-72. <https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2020/pdf/2020_01_02.pdf>

⁷⁷ “Trump can no longer impose ‘Section 232’ auto tariffs after missing deadline: experts,” *Reuters*, November 19, 2019. <<https://www.reuters.com/article/us-usa-trade-autos/trump-can-no-longer-impose-section-232-auto-tariffs-after-missing-deadline-experts-idINKBN1XT0TK>>; “Outside Voices: Is it too late for Trump to impose Section 232 auto tariffs?” *Inside U.S. Trade*, January 8, 2020; Rachel F. Fefer et al., “Section 232 Investigations: Overview and Issues for Congress,” *CRS Report*, R45249, August 24, 2020, pp.16-19. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R45249.pdf>>などを参照。なお、ロス (Wilbur Ross) 商務長官は、期限後も追加関税措置の発動は可能であると反論している (“Ross: Auto tariffs still possible; critics ‘don’t understand’ Section 232,” *Inside U.S. Trade*, January 23, 2020)。

⁷⁸ “House panel knocks inclusion of internet liability language in USMCA, Japan deal,” *Inside U.S. Trade*, October 16, 2019; 飯野文「日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の意義と課題—CPTPP との比較及び WTO 協定との整合性の観点を中心に—」『商学集志』89巻4号, 2020.3, p.37などを参照。

⁷⁹ 「日米共同声明」前掲注(4)

され⁸⁰、本稿執筆時点でも開始時期等の見通しは立っていない。また、2021年1月20日に米国大統領に就任したバイデン（Joe Biden）氏は、国内経済対策などの内政を重視しており、新たな貿易協定の締結は当面控える方針を打ち出している⁸¹。こうした状況を背景として、第2段階交渉の開始は、2021年秋頃から2023年頃との見方が多い⁸²。

第2段階交渉において争点になると予想されるのは、日米貿易協定で関税撤廃・削減が見送られた米国の自動車・自動車部品の扱いである。しかし、トランプ政権下で強まった米国の保護主義的な姿勢はバイデン政権下でも大きな変化が生じる可能性は低く、日本が望む米国の自動車・自動車部品の関税撤廃・削減は困難との指摘がある⁸³。また、日本は第1段階交渉で農産品の関税撤廃・削減を行っていることから、今後譲歩できる分野は少なく、第2段階交渉は日本にとって厳しいものになるおそれもある⁸⁴。日本としては、こうした第2段階交渉は回避し、米国のTPP復帰を促した方がアジア太平洋地域における秩序形成や対中包囲網の観点からは望ましいとの見方もあるが⁸⁵、米国のTPP復帰に際しては再交渉等を求められる可能性もあり、いずれにせよ難航が予想される⁸⁶。

おわりに

日米間の貿易交渉は、合意を急ぐ米国の意向や追加関税措置をてこととする米国の交渉戦術等を背景として、短期間の交渉となり、その対象が物品の関税障壁とデジタル貿易に限定された上、対象となる物品の範囲も極めて限定されるなど、昨今のFTAと比較しても異例の内容で妥結した。今後、第2段階交渉が予定されているが、米国での政権交代を契機として、国際経済を取り巻く環境に変化が生じる可能性もあり、日本としては第2段階交渉に臨むに当たっての方針を慎重に検討する必要がある。

ただし、第2段階交渉の結果締結される協定については、WTO協定と整合的なものとするのが大前提と言えよう。FTAとWTO協定の整合性に関する基準が確立されていない以上、WTO協定との整合性に関する厳密な判断は困難かもしれないが、自由主義経済圏第2位と第1位の経済規模を有する日米間の協定としてふさわしい内容を目指し、両国がWTOを軸とした国際通商体制をリードしていくことが期待されている。

⁸⁰ 「日米貿易交渉第2弾 「数カ月内に開始」 米通商代表」『日本経済新聞』2020.6.18、夕刊などを参照。

⁸¹ バイデン大統領は、大統領選期間中からこうした方針を繰り返し強調している（Joseph R. Biden, Jr., “Why America Must Lead Again,” *Foreign Affairs*, 99(2), March/April 2020, p.70などを参照）。

⁸² 「バイデン氏勝利宣言 新政権の針路（1） 通商政策」『日刊工業新聞』2020.11.10; 「米再建へ「大きな政府」 トランプ減税一部撤回 コロナ危機に巨額投資 バイデン次期大統領」『朝日新聞』2020.11.10などを参照。

⁸³ 『朝日新聞』同上

⁸⁴ 山下一仁「安倍首相は「トランプ・ファースト」を貫いた」2019.9.28. 論座ウェブサイト <<https://webronza.asahi.com/business/articles/2019092800001.html?page=1>>

⁸⁵ 「バイデン氏勝利宣言 新政権の針路（3） 米中関税戦争は解消へ」『日刊工業新聞』2020.11.12.

⁸⁶ 『日刊工業新聞』前掲注(82) なお、バイデン大統領はTPP復帰に対しても慎重であるとされる（「バイデン政権「内向き」継承 米政府調達、自国品を拡大」『日本経済新聞』2021.1.27などを参照）。